



板垣 良輔 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



これまで政府が推し進めてきた住宅政策「市場主導の持ち家政策」が破綻しつつある。若いうちは低廉な民間賃貸住宅に住み、結婚し、子育てを行い、戸建て住宅を購入するという標準的な住まいのパターンは、結婚や家族の変容、不安定な低賃金雇用の増大などの事象から崩れてきている。現在の市場主導の住宅政策を、時代に即して、社会保障・福祉としての位置付けに転換する必要性に迫られている。住宅は何よりも人々が社会生活を営む上での基盤である。良質で安価な住宅を安定的に供給することに対し、公的な支援を行うことは自治体の役割だと考える。町民一人ひとりの住まいの権利の向上を求めて、以下のことを伺う。

(1) 公的賃貸住宅について。
① バリアフリー・ユニバーサルデザイン仕様などの質並びに量の改善を行うこと。② 公的住宅に60歳以下の単身者は入居できないとされているが、入居条件の緩和を。

問	答
良質で安価な住宅供給に支援を	公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に整備を進める

- ③ 公的住宅には住まいのセーフティネットの役割がある。申込時に保証人を不要にする考えは。
① 家賃補助制度の創設を。

町長

① 本町では795戸の公営住宅を管理運営しており、バリアフリー化されている住戸は、幕別地区で264戸のうち76戸、札内地区では378戸のうち52戸、忠類地区では153戸のうち31戸となっている。「幕別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に公営住宅の改善や建替えを進めており、特に老朽化が著しく、改善等では十分な効果が見込めない住宅については、建替えを行うこととしている。公営住宅の建替えに当たっては、国の公営住宅整備基準のほか、北海道が策定した公営住宅ユニバーサルデザイン整備基準の内容に即した住宅整備を行うこととしている。今後においても、計画的な建替え事業等により、誰もが安心して暮らすこ

とのできる住宅を提供できるように、バリアフリー・ユニバーサルデザイン住宅の整備を進めていく。
② 住宅セーフティネットとして公営住宅の役割を果たすため、高齢者または身体障害者等、その他の特に居住の安定を図る必要がある方については、同居親族要件を課さず、単身での入居を可能としている。具体的には60歳以上の高齢者のほか、「障害者基本法」に基づき身体・精神・知的障害者、生活保護受給者、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する被害者の方などは、年齢を問わず単身での入居を可能としている。
③ 入居希望者の中には、親族などに同等以上の収入のある方がいない場合や、親族や知人友人などの身寄りが全くない場合もあり、特別な事情があると認めた場合については、入居申請への連帯保証人の連署を要しない旨の特例を設けている。連帯保証人は、住宅使用料の納付に対する措置のみではな

く、緊急時の連絡先としての役割も担っており、現行の連帯保証人制度は維持していく。
② ① 公営住宅の管理戸数は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るといふ役割を果たしつつ、民間借家等の運営を圧迫しないバランスが必要と考えており、民間賃貸住宅の家賃負担が大きく、支払いが困難となる方については、それを理由として公営住宅への申込が可能となっており、民間賃貸住宅に対しての家賃補助を行う考えは持っていない。

